令和8年度第1回防災会議　資料9

つづくを、つなぐ。

柏市職員アクションプランの概要について

10/22　令和8年度第1回防災会議

危機管理部

柏市
KASHIWA CITY

なぜ今、職員アクションプランが必要か

つづくを、つなぐ。

課題	対策	期待される効果
・異動直後・新規採用職員は災害時に「何をすべきか」を即座に判断できない ・従来は各部局が個別にマニュアルを保有し、対応水準が属人化・不統一 ・上位者の判断待ちが発生し、混乱期の初動が遅れるリスク ・受援（外部支援）が必要な業務・規模が事前に可視化されていない	・地域防災計画の実施業務ごとに全66業務を標準化し策定完了 ・役割・手順・判断範囲・受援要否を業務単位で明文化 ・既存の「部局マニュアル」は職員アクションプランへ統合のうえ廃止 ・誰が見ても同じ行動を取れる状態を実現	・異動直後の職員でも同一水準の初動対応が可能に ・上位者承認が不要な範囲の明確化により判断待ち時間を削減 ・受援要否の事前可視化で外部支援要請の遅延を防止 ・訓練による職員アクションプランの改善サイクルを確立

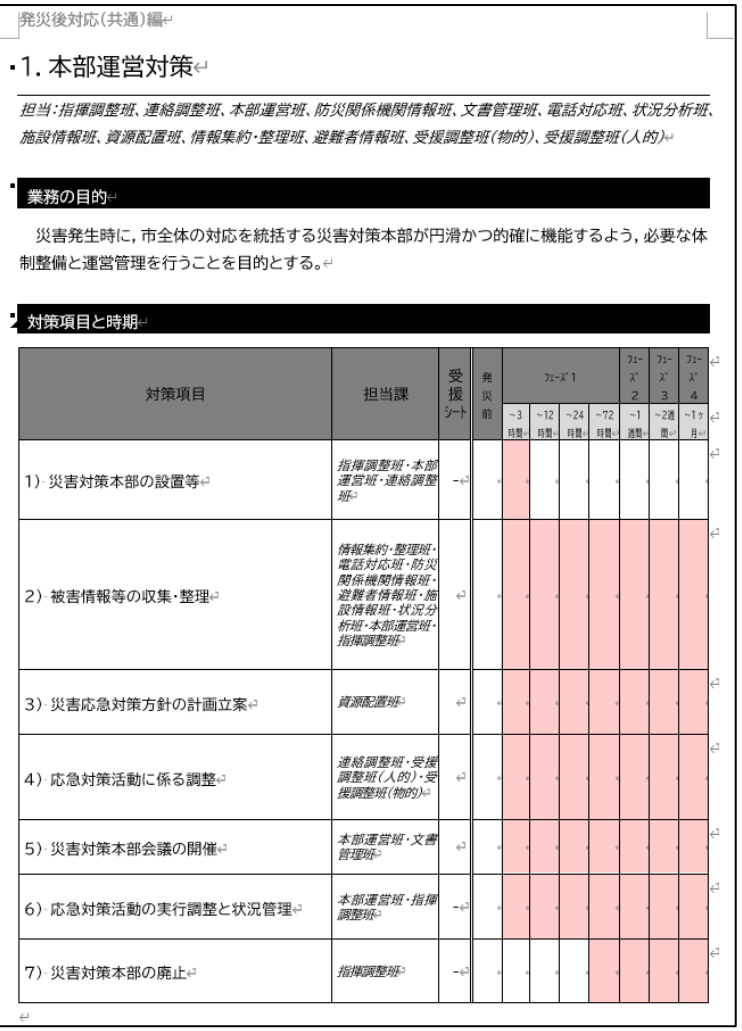
職員アクションプラン策定による目指すべき姿

つづくを、つなぐ。

目指すべき姿　異動直後の職員や新規採用職員であっても，動ける手順書とすること

① 役割の即時把握	すぐに何をやるべきかが、わかる
② 行動の明確化	災害直後の混乱期でも、迷わず動ける
③ 属人化の排除	誰でも、同じ行動ができる
④ 判断範囲の明確化	上位者の承認がなくても自己判断できる
⑤ 職員の安全確保	持続可能な対応ができる（交代要員、受援業務等）

職員アクションプランの構成要素



発災後対応(共通)編

・1. 本部運営対策

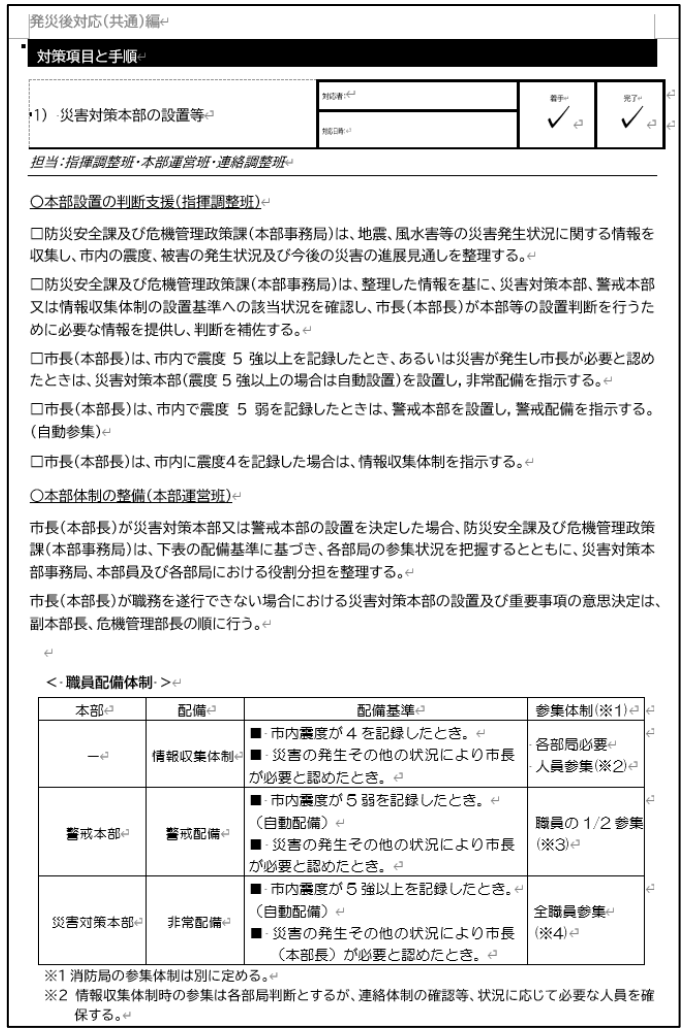
担当:指揮調整班、連絡調整班、本部運営班、防災関係機関情報班、文書管理班、電話対応班、状況分析班、施設情報班、資源配置班、情報集約・整理班、避難者情報班、受援調整班(物的)、受援調整班(人的)

業務の目的

災害発生時に，市全体の対応を統括する災害対策本部が円滑かつ的確に機能するよう，必要な体制整備と運営管理を行うことを目的とする。

対策項目と時期

対策項目	担当課	受援シート	発災前	フェーズ1 ~3時間	フェーズ1 ~12時間	フェーズ1 ~24時間	フェーズ1 ~72時間	フェーズ2 ~1週間	フェーズ3 ~2週間	フェーズ4 ~1ヶ月
1) 災害対策本部の設置等	指揮調整班・本部運営班・連絡調整班	-								
2) 被害情報等の収集・整理	情報集約・整理班・電話対応班・防災関係機関情報班・避難者情報班・施設情報班・状況分析班・本部運営班・指揮調整班									
3) 災害応急対策方針の計画立案	資源配置班									
4) 応急対策活動に係る調整	連絡調整班・受援調整班(人的)・受援調整班(物的)									
5) 災害対策本部会議の開催	本部運営班・文書管理班									
6) 応急対策活動の実行調整と状況管理	本部運営班・指揮調整班	-								
7) 災害対策本部の廃止	指揮調整班	-								



発災後対応(共通)編

対策項目と手順

	対応者	着手	完了
1) 災害対策本部の設置等		✓	✓

担当:指揮調整班・本部運営班・連絡調整班

○本部設置の判断支援(指揮調整班)

□防災安全課及び危機管理政策課(本部事務局)は、地震、風水害等の災害発生状況に関する情報を収集し、市内の震度、被害の発生状況及び今後の災害の進展見通しを整理する。

□防災安全課及び危機管理政策課(本部事務局)は、整理した情報を基に、災害対策本部、警戒本部又は情報収集体制の設置基準への該当状況を確認し、市長(本部長)が本部等の設置判断を行うために必要な情報を提供し、判断を補佐する。

□市長(本部長)は、市内で震度 5 強以上を記録したとき、あるいは災害が発生し市長が必要と認めたときは、災害対策本部(震度 5 強以上の場合は自動設置)を設置し，非常配備を指示する。

□市長(本部長)は、市内で震度 5 弱を記録したときは、警戒本部を設置し，警戒配備を指示する。(自動参集)

□市長(本部長)は、市内に震度4を記録した場合は、情報収集体制を指示する。

○本部体制の整備(本部運営班)

市長(本部長)が災害対策本部又は警戒本部の設置を決定した場合、防災安全課及び危機管理政策課(本部事務局)は、下表の配備基準に基づき、各部局の参集状況を把握するとともに、災害対策本部事務局、本部員及び各部局における役割分担を整理する。

市長(本部長)が職務を遂行できない場合における災害対策本部の設置及び重要事項の意思決定は、副本部長、危機管理部長の順に行う。

<・職員配備体制・>

本部	配備	配備基準	参集体制(※1)
ー	情報収集体制	■ 市内震度が 4 を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	・各部局必要 ・人員参集(※2)
警戒本部	警戒配備	■ 市内震度が 5 弱を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の 1/2 参集(※3)
災害対策本部	非常配備	■ 市内震度が 5 強以上を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき。	全職員参集(※4)

※1 消防局の参集体制は別に定める。
※2 情報収集体制時の参集は各部局判断とするが、連絡体制の確認等、状況に応じて必要な人員を確保する。

タイトル・担当部署
・地域防災計画の実施業務ごとに設定
・担当部署を明確に定める

業務の目的
・実施業務で確実に達成すべき事項を具体的に示して記載

対策項目と時期
・対策項目を記載
・各項目の作業開始から完了までを示す
・受援が必要な対象業務を明記

対策項目と手順
・対策項目を達成するための手順を漏れなく記載
・誰がどのように実施するかを記載

平時の対策
・平時に取り組むべき業務も具体的に記載

策定済アクションプラン一覧（全66業務）

つづくを、つなぐ。

No	AP名
1	本部運営対策
2	情報収集・伝達（指示）対策
3	広報活動対策
4	防災関係機関調整対策
5	受援体制対策（人的）
6	職員参集・交代・安全確保対策
7	議会対策
8	緊急予算措置・財政調整対策
9	記録・検証（災害記録）対策
10	庁舎管理・代替庁舎運用対策
11	非常用電源・燃料管理対策
12	災害対策車両・移動手段対策
13	情報システム・通信確保対策
14	道路被害把握・緊急啓開対策
15	河川・内水氾濫対策
16	土砂災害危険区域対策
17	物資供給班マネジメント対策
18	物資輸送計画対策
19	物資管理対策
20	トイレ対策
21	生活ごみ・避難所ごみ処理対策
22	災害廃棄物処理対策

No	AP名
23	避難所開設・運営対策
24	地区災害対策本部運営対策
25	帰宅困難者対策
26	外国人対応対策
27	安否不明者対策
28	住家被害調査対策
29	罹災証明書・被災届出証明書発行対策
30	総合相談窓口対策
31	義援金品給付対策
32	災害救助法対応対策
33	応急医療救護対策
34	避難所等医療体制対策
35	防疫・感染症対策
36	遺体収容・埋火葬・捜索対策
37	初期消火・救出救助
38	要配慮者対策（在宅）
39	要配慮者対策（入所施設）
40	要配慮者対策（障がい児等）
41	福祉避難所対策
42	ボランティア受入・調整対策
43	学校防災対策
44	応急教育対策

No	AP名
45	保育園・幼稚園・こども園対策
46	社会教育・文化・スポーツ施設対策
47	被災建築物応急危険度判定対策
48	被災宅地危険度判定対策
49	応急仮設住宅・住宅供給対策
50	公営住宅活用対策
51	公園・オープンスペース活用対策
52	復興対策
53	防犯・警戒対策
54	ペット同行避難・動物救護対策
55	環境保全対策
56	水防参集配備対策
57	要配慮者利用施設の避難体制対策
58	水防活動
59	施設利用者の安全確保
60	ライフライン復旧計画立案対策
61	公共建築物等復旧対策
62	遺児・孤児対策
63	要支援家庭対策
64	パレット柏開設・運営
65	災害対策本部との情報連携・状況報告
66	災害対策本部との情報連携・状況報告

策定後の令和9年度以降は毎年訓練を行い
アクションプランの改善を図っていく